

例えば、川の瀬、淵、河畔林といった河川環境を保全するために、これまでの定規断面（台形等）によらない河道計画の立案、石などの自然素材を用いた河川整備、高木を残し植生を回復できる隠し護岸ブロックの使用など環境に配慮して工事を実施している。

なお、植生の回復を図る際には、在来種を回復させるため、現地発生土を護岸ブロックの中詰材や覆土に使用している。

イ 河川工事に伴う環境対策

工事前に工事区間内に取り残された魚類などの生物を保護するとともに、護岸等の設計に反映できるよう生物の生息状況の事前調査に取り組んでいる。

また、自然工法管理士、川で活動する団体、地域住民、県土木事務所職員をメンバーとしたベストリバー推進グループを設置し、計画から施工まで地域に適した川づくりを推進している。

ウ 高須輪中水草対策

海津市内の大江川、東大江川、福江川、中江川では従来よりホテイアオイ、ボタンウキクサが異常に繁茂し、出水時に排水機に詰まる等の被害が発生していた。また、腐敗による水質の悪化や景観への悪影響、河川利用者からの苦情等もあり、地域住民や漁協、市、県で水草監視通報ネットワークを構築し、住民と協働による対策を実施している。

大江川では平成22年8月にアオコが発生、腐敗して、水質悪化や悪臭等で地元の苦情が相次ぐなど、近年、河川環境面で問題が発生している。そのため、「清流の国ぎふ」づくりの一環として、学識経験者や行政機関等による「清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会」において意見交換を行いながら水質浄化対策の検討を進め、アオコ発生時にはフィルター材による除去や高圧水による攪拌対策を実施している。

エ 糸貫川水環境対策

糸貫川の水辺には親水機能を有した公園等が多く存在しているが、一方で、河川の濁りやゴミの投棄など、水環境に課題を有している。

そこで、糸貫川をより魅力的な地域の憩いの場とするため、平成26年度に地域住民や学識経験者、関係市町、県関係機関等からなる「清流の国ぎふづくり糸貫川水環境対策検討会」を設立し、流域全体の水環境の改善を図るため、川を題材とした総合学習などの啓発活動や清掃活動を実施している。

(3) 自然環境に配慮した砂防事業の推進<砂防課>【再掲】

近年の環境意識の高まりを受けて、溪流の連続性が確保できる鋼製スリットえん堤を採用する等、生態系との調和を目指し、自然環境に配慮した砂防事業を実施している。

第3節 美しい景観の保全と創出

1 美しい景観の形成

平成16年6月、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るため「景観法」が制定された。

県においては、平成16年12月、「景観法」の制定を受け、従来の「都市計画法」「建築基準法」「岐阜県屋外広告物条例」「岐阜県風致地区条例」等に基づく各種施策をまちづくりに関する施策を含め、景観という視点から総合的に実施するものとして「岐阜県景観基本条例」を制定し、各種取組みを実施している。

(1) 景観法に関する取組み<都市政策課>

ア 景観法に基づく取組推進プランの策定

平成19年9月に市町村による景観行政団体への移行や景観計画の策定などの取組みに関して「景観法に基づく取組推進プラン」を策定した。

イ 景観計画策定のための参考資料集の作成

市町村における景観計画策定のための技術的な支援、情報提供を目的として、「景観計画策定のための参考資料集」を作成した。

(2) 県民協働の取組みの推進<都市政策課>

ア 景観シンポジウムの開催

景観シンポジウムの開催等により、市町村及び県民の景観に対する意識の高揚並びに景観形成に資する活動の促進を図った。

イ 景観形成推進員の配置

「美しいひだ・みの景観づくり」の積極的な展開による岐阜県の美しい自然景観の保護及び良好なまちなみ景観の育成を図るため、景観形成推進員を配置し、県民一体となって景観行政の円滑な推進を図るとともに、県民の景観に対する意識の高揚を図った。

(3) 屋外広告物対策の推進<都市政策課>

ア 違反屋外広告物に対する県下一斉簡易除却及び街頭是正指導の実施

9月1日から9月10日までの「屋外広告物適正化旬間」に合わせて、地区別美しいひだ・みの景観づくり推進会議が主体となって、県下一斉に簡易除却を行うとともに、商店街などで店主への是正指導や屋外広告物に対する意識啓発等を行った。平成22年度からは景観形成推進員の方にも本取組みに参加していただいている。

イ 屋外広告物景観モデル地区の指定

広告物等と地域環境との調和を図り、良好な景観の維持及び形成を積極的に進めることが特に必要であると認める区域を「屋外広告物景観モデル地区」として指定している。屋外広告物景観モデル地区においては、屋外広告物の掲出の許可について、通常の許可基準とは異なる独自の許可基準（広告物景観維持基準）を設けることができ、地域の特性に応じた屋外広告物規制が可能となる。

平成9年度に「高山市新宮町地区」を県内で初めてモデル地区に指定し、平成19年度には、「可児市広見東地区」を指定した。

ウ 市町村への「屋外広告物条例」の制定及び改廃に関する事務の移譲

良好な景観の形成は、景観の重要な構成要素である屋外広告物を含めて一体的に実施していくことが望ましいことから、景観行政団体である各務原市、高山市、下呂市、多治見市、美濃市及び恵那市に「屋外広告物条例」の制定及び改廃に関する事務を移譲している。

(4) 景観の形成に関する施策の連携

ア 花の都ぎふづくりの展開<都市公園課>

県は平成2年から「花の都ぎふ」運動を展開し、県内各地で花づくり・花かざりを推進してきた。平成3年には「花の都ぎふ」運動を展開するため（財）花の都ぎふ花と緑の推進センターを設立し、「花の都ぎふ推進基金」を設けて、平成25年4月1日存続期間の満了により解散するまで、県内各地域において市町村や民間・ボランティア団体による花づくり・花かざり活動に対し、22年間で合計659件、3億3,432万円の助成を行った。

イ 地域景観の保全

(7) 無電柱化事業<道路維持課>

災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、道路管理者として無電柱化すべき路線や、市町村のまちづくりに関連して整備すべき路線について、交付金事業等を活用して無電柱化を推進している。

(イ) 治山事業における生活環境・自然環境の保全<治山課>

自然環境が優れた地域等において、森林のもつ国土保全機能、自然環境保全機能等の高度発揮を図るため、地域の景観等に配慮した治山事業を実施している。

ウ 都市環境の整備

(7) 都市公園の整備<都市公園課>

都市に緑とオープンスペースをもたらし、都市環境を改善し、児童、青少年の健全なレクリエーションの場や市民のコミュニケーションの場を与えるだけでなく、大気汚染、騒音等都市公害を緩和し、災害時の避難場所を提供するなど多目的な機能を有する都市公園の整備を行った（表2-5-66）。

現在、県内の都市公園は、1,450箇所、2,002.86haに達している。また、都市計画区域内人口1人当たり公園面積についても毎年着実に増加している（表2-5-67）。

表2-5-66 都市公園の整備状況

(平成30年3月末現在)

種 類		箇所数	面積(ha)	種 類		箇所数	面積(ha)	
基幹公園	住区基幹公園都市	街区公園	1,153	241.68	特 殊 公 園	48	152.38	
		近隣公園	79	135.31	大規模公園	広域公園	4	343.15
		地区公園	41	185.48	緩衝緑地			
		計	1,273	562.47	都 市 緑 地	66	160.82	
	基幹公園	総合公園	18	318.16	広 場 公 園	4	0.67	
		運動公園	28	285.10	国 営 公 園	1	164.53	
		計	46	603.26	都 市 林	1	5.94	
	備考) 県都市公園課調べ				緑 道	1	0.82	
					計	1,450	2,002.86	

安心して健やかな生活環境で暮らす

表2-5-67 都市公園の数と面積の推移

年度	都市公園 箇所数	都市公園面積 (ha)	都市計画区域内人口1人当たりの公園面積(m ² /人)	
			岐阜県	全国平均
H9	1,041	1,251.60	6.75	7.46
H10	1,066	1,287.01	6.93	7.71
H11	1,089	1,366.20	7.33	7.92
H12	1,109	1,391.33	7.45	8.13
H13	1,136	1,413.65	7.54	8.35
H14	1,160	1,475.77	7.85	8.48
H15	1,174	1,564.81	8.30	8.70
H16	1,185	1,629.51	8.63	8.89
H17	1,208	1,684.16	8.93	9.10
H18	1,226	1,748.63	9.26	9.25
H19	1,253	1,788.34	9.47	9.39
H20	1,285	1,804.59	9.57	9.53
H21	1,300	1,832.06	9.76	9.66
H22	1,325	1,846.25	9.71	9.75
H23	1,353	1,868.42	9.90	9.80
H24	1,369	1,889.48	10.01	9.92
H25	1,381	1,895.70	10.01	10.01
H26	1,398	1,931.20	10.28	10.21
H27	1,406	1,944.99	10.44	10.32
H28	1,441	1,997.32	10.80	10.40
H29	1,450	2,002.86	10.80	10.50

備考) 県都市公園課調べ

(イ) 高度地区の指定<都市政策課>

高度地区は、「都市計画法」に基づいて、市街地の環境を維持し又は土地利用の増進を図るため、建築物の最高限度又は最低限度を定める制度であり、区域に指定されると、建築物の高さは、高度地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。県内では2市において指定されている(表2-5-68)。

表2-5-68 高度地区の指定状況 (平成31年3月末現在)

都市計画 区域名	市町村名	面積 (ha)	最終決定 年月日	備考
岐阜	岐阜市	13.2	平成18年8月31日	川原町地区
高山	高山市	257.6	平成19年7月31日	市街地中心部の6地区
計	2市	270.8		

備考) 県都市政策課調べ

(ウ) 景観地区の指定<都市政策課>

景観地区は、「景観法」に基づいて、市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定める制度であり、建築物の形態意匠制限を定めるとともに、建築物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限等を定めることができる。県内では2地区が指定されている(表2-5-69)。

表2-5-69 景観地区の指定状況 (平成31年3月末現在)

都市計画 区域名	市町村名	地区名	面積 (ha)	最終決定 年月日
各務原	各務原市	テクノプラザ	64.0	平成22年8月10日
		グリーンランド柄山	6.1	平成22年8月10日
計	1市	2地区	70.1	

備考) 県都市政策課調べ

(イ) 風致地区の指定<都市政策課>

風致地区は、「都市計画法」に基づいて、良好な自然的景観を維持するための制度であり、樹林地、水辺地等の自然的要素に富んだ土地、歴史的な意義のある地域等に指定される。この地区内においては、建築物の建築、その他工作物の建設、宅地の造成、土地の開墾、木竹の伐採、土石の採取等の行為は地方公共団体の条例に基づき規制される。

県内では17地区が指定されている(表2-5-70)。

表2-5-70 風致地区の指定状況(平成31年3月末現在)

都市名	風致地区の名称	面積 (ha)	最終決定年月日
岐阜市	金 華 山 長 良 川	2,144.0	平成16年5月18日
	加 納 城 跡	4.0	平成16年3月30日
	長 森 前 一 色	5.8	平成16年3月30日
	鷺 山	9.9	平成21年3月30日
高山市	城 山	47.0	昭和45年6月13日
	松 倉	115.0	平成5年4月1日
	北 山	29.0	平成5年4月1日
	東 山	38.0	平成8年4月1日
多治見市	高 根 山	14.1	昭和58年3月31日
	虎 溪 山	48.6	平成25年3月29日
	窯 洞	18.6	平成16年5月18日
	中 峰 谷	1.6	平成19年11月1日
	池 田	27.0	平成27年12月10日
関 市	安 桜 山	25.1	昭和59年3月31日
	梅 竜 寺 山	5.8	昭和59年3月31日
各務原市	伊 木 山	24.0	平成17年5月31日
養 老 町	養 老 白 石	167.0	昭和28年5月14日
合 計	17地区	2,724.5	

備考) 県都市政策課調べ

エ 中部圏保全区域の整備<清流の国づくり政策課>

中部圏保全区域とは、中部圏(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域をいう。)の地域内において観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要がある区域で、「中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)」に基づき、国土交通大臣が関係地方公共団体及び審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して指定するものである。

中部圏保全区域の本県の指定状況は、表2-5-71のとおりである。

また、中部圏保全区域整備計画は、「中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和42年法律第102号)」に基づいて作成され、各保全区域の整備の基本構想、土地の利用に関する事項、観光資源の保全若しくは開発、緑地の保全又は文化財の保存に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項について定められている。

表2-5-71 中部圏保全区域の指定状況

(平成31年3月末現在)

指 定 年 月 日	昭和43年11月14日(総告第43号)	
指 定 面 積	3,589 km ²	
区 域 名	市町村名	
中 部 山 岳 区 域	益田郡小坂町、大野郡丹生川村、同朝日村、同高根村、吉城郡神岡町(大字伊西、大字森茂、大字岩井谷、大字下之本、大字打保、大字和佐府及び大字瀬戸の各区域に限る。)及び同上宝村の各地域並びに恵那郡川上村、同加子母村、同付知町及び同福岡町の各区域のうち裏木曾県立自然公園に属する区域 面積 1,594 km ²	
白 山 区 域	郡上郡白鳥町、同高鷺村、大野郡荏川村及び同白川村の各区域 面積 980 km ²	

飛 騨 木 曾 川 区 域	瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、加茂郡坂祝町、同川辺町、同七宗村、同八百津町、同白川町、可児郡御嵩町、同可児町、同兼山町、益田郡下呂町及び同金山町の各区域のうち飛騨木曾川国定公園に属する区域 面積 145 km ²
揖 斐 伊 吹 区 域	揖斐郡谷汲村、同春日村、同久瀬村、同藤橋村、同坂内村及び同徳山村の各区域並びに大垣市、海津郡南濃町、養老郡養老町、同上石津町、不破郡垂井町、同関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、同池田町及び本巣郡本巣町の各区域のうち揖斐関ヶ原養老国定公園、揖斐県立自然公園又は伊吹県立自然公園に属する区域 面積 870 km ²

備考) 県清流の国づくり政策課調べ

(5) 地域における保全活動の実施<農村振興課>

ア ふるさと水と土指導員の活動

農地や農道、用排水路等の土地改良施設において、ふるさと水と土指導員等が中心となった地域住民活動により、花木植栽等を行い美しい農村景観を創出する。平成30年度は県内15箇所での活動を支援した。

イ 棚田の保全活動

棚田保全組織による棚田保全活動に対する支援を行い、日本の原風景ともいわれる棚田の景観を守り続けていく。平成30年度は県内7箇所の活動を支援した。

ウ 多面的機能支払交付金による支援

地域の農業者のみならず地域住民も参画し地域が一体となって、農地や農業用排水路、農道等の適切な管理をするための活動を支援する。平成30年度は県内で649の組織が活動を実施した。

2 歴史的・文化的環境の保全<文化伝承課>

(1) 文化財の保護

本県は、地理的にも本州の中央部に位置し、東西の文物交流の接点にある。古くから人々が住みつき、数多くの優れた歴史・文化遺産が残されている。この遺産は、現代に生きる私たちにとって、学問的にも文化的にも貴重な価値があり、永く国民の財産として保存に努めなければならない。

しかし、道路建設、宅地造成、商工業団地造成、農業基盤整備、ゴルフ場開発など、多種多様の開発事業によって文化財、特に史跡・名勝・天然記念物や埋蔵文化財に影響が及ぶ場合があり、保護対策が必要となってきている。

一方、近年、歴史的・文化的雰囲気を求めるなど環境の快適性への関心が強くなる中で、まちづくりや地域の文化振興という観点からも文化財の保存と活用の必要性が高まってきている。

平成30年度に実施した文化財の保護施策は、次のとおりである。

ア 指定文化財の保護

重要文化財（建造物・国宝含む）及び史跡・名勝・天然記念物などの保護を図るため、文化財保存事業を行った。その内容としては、主に補助事業として環境整備・保存修理などである。

国指定の重要文化財（建造物・国宝含む）及び史跡・名勝・天然記念物については、3件、県指定のものについては、32件の補助事業を行った。

また、史跡・名勝・天然記念物の指定を受けているものについては、現状変更の制限を行い（国指定については基本的に文化庁の許可が必要）、県指定のものについては、その変更が文化財の価値を損なうものではないと判断されるものに限り許可を行った。

県指定の許可は29件、国指定について文化庁から権限委譲を受けた許可は22件であった。

イ 埋蔵文化財

国、地方公共団体、民間の別なく、土地開発事業の計画立案段階において、県もしくは市町村の関係行政機関と事前協議を行うよう指導し、適正な保存方法の実施に努めている。

しかし、開発に伴う発掘調査量の増大に、県・市町村とも、出土文化財の収蔵施設確保や調査体制において苦慮している。

県内において、平成30年度中に、県・市町村が実施した埋蔵文化財発掘調査は、国道19号瑞浪恵那道路事業に伴う高屋遺跡など18件である。

ウ 歴史的・文化的建造物、景観の保存

古い街並みや集落の伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、「伝統的建造物群保存地区制度」が設けられている。県内では、白川村荻町45.6ha、高山市三町4.4ha、高山市下二之町大新町6.6ha、恵那市岩村町本通り14.6ha及び美濃市美濃町9.3ha、郡上市郡上八幡北町14.1haが国の選定を

受け「重要伝統的建造物群保存地区」となっている。この6地区では町並みの保存修理として修理及び修景事業を実施した。

白川村荻町は、平成7年12月にユネスコの「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」の文化遺産として、富山県の五箇山とともに世界遺産一覧表に記載された。

また、建築後50年以上を経過した国土の歴史的景観に寄与するような建造物を文化財登録制度により、平成30年度は24件を登録し、平成31年3月末で登録された建造物は全部で261件となった。

エ その他

県内の文化行政を円滑に進めるため、市町村の文化行政担当課長等を対象に文化行政担当課長会議を開催するとともに、文化財の保護・管理を強化するため、文化財保護管理巡視事業を実施した。

また、県民の文化財に対する関心と理解を深め、愛護思想の普及を図るため、文化財愛護標柱を設置した。

表2-5-72 文化財の指定等状況(建造物関係及び記念物のみ) (平成31年3月末現在)

区分	国指定等件数	県指定件数
国 宝（建造物）	3	—
重要文化財（建造物）	47	55
重要伝統的建造物群保存地区	6	—
特別天然記念物	3	—
史 跡	27	157
名 勝	5	5
天然記念物	35	191
名勝及び天然記念物	2	—
史跡・天然記念物	—	1
重要文化的景観	1	—
計	129	409

他 地域を定めず指定した特別天然記念物及び天然記念物 10

備考) 県文化伝承課調べ

